

ゴミ減量4コマまんが

時間を守ろう！

その60



環境清掃課 ☎ 57-4100

とりもどそう美しい三河湾

環境清掃課 ☎ 57-4100

三河湾の汚れの状況は、近年横ばい傾向であり、原因の半分以上は家庭から流される生活排水によるものです。毎日の暮らしの中で、生活排水対策を心がけましょう。

- 調理くずや食べ残しは水切りネットを使う。
- 洗濯用洗剤は使い過ぎない。
- 風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用する。



限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課 後期 ☎ 66-1102
国保 ☎ 66-1103

●限度額適用認定証

医療機関窓口にて提示することで1カ月に支払う窓口負担金額が自己負担限度額までとなります。

●標準負担額減額認定証

入院時の食事代が減額されます。

1食あたりの入院時の食事代

○標準負担額減額認定証がない場合 460円

○市県民税非課税世帯

- ・90日までの入院 210円
- ・90日を超える入院（申請月から過去12カ月間の入院日数） 160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上または後期高齢者医療保険に加入の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

各認定証の有効期限

7月31日 日

●後期高齢者医療制度加入の方

現在認定証をお持ちで引き続き同じ認定証が該当する方には、7月下旬に発送します。新たに認定証が必要な方は、申請をしてください。

対象 市県民税非課税世帯の方または現役並み所得のある方（課税所得690万円以上の方の世帯を除く）

手続きに必要なもの 身分証明書（写真付き1点、その他2点）、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード、保険証

●国民健康保険加入の方

限度額適用認定証は申請により交付されます。

8月以降も認定証が必要な方は、7月以降に更新手続きをしてください。新たに必要なのは申請をしてください。

※国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。70歳以上で、現役並み所得世帯（3割負担のうち住民税課税所得690万円以上）である方、市県民税非課税世帯でない方は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなります。

手続きに必要なもの 身分証明書（写真付き1点、その他2点）、印鑑、世帯主および本人のマイナンバーカードまたは通知カード、認定証（更新の方）

10月10日 土・11日 日

蒲郡まつり 開催中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、蒲郡まつりの開催を中止いたします。

3密対策が困難な状況での感染リスク回避を最優先しました。

次回開催の際には、皆さんに喜んでいただけるよう尽力いたします。今後ご支援ご協力賜りますようお願いいたします。

観光商工課 ☎ 66-1120

聴覚障がい者災害時支援 バンダナを配布しています

福祉課 ☎ 66-1106

聴覚障がい者災害時支援バンダナを1人1枚配布しています。

見た目では分からない「耳が聞こえない方」を識別し「手話などで支援できる方」を見分けられます。

対象 身体障害者手帳（聴覚障害者2～4級）の方、手話や筆談で支援ができる方

申し込み 身体障害者手帳を持って、直接福祉課へ。（代理可）



後期高齢者医療コールセンターを開設します

保険年金課 ☎ 66-1102

後期高齢者医療保険料の算定方法や保険証の負担割合などについて、コールセンターでお答えします。

コールセンター電話番号

☎ 0570-011-558

とき 7月13日 日～8月31日 日
午前8時45分～午後5時15分

問合先 県後期高齢者医療広域連合管理課 保険料グループ（☎ 052-955-1223）



休日市役所窓口センター 土・日・祝日（年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時 ☎ 66-1111

住民票・戸籍証明書の交付、戸籍届出、印鑑登録や市税の証明書の交付・納付などができます。